

各市町長 様

北海道胆振総合振興局長

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（通知）

平素より、本道の社会福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省関係局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、財産処分手続に係る事務処理を適切に行うとともに、過去に貴職を通じ、交付金及び補助金等の交付をした法人等に国基準の改正を周知いただくようお願いします。

また、各市におかれましては、所管する社会福祉法人に対し、周知いただきますようお願いいたします。

なお、各市町が国から交付を受け、事業者等に補助した事業で財産処分事案が発生した場合、補助財源に道費が含まれておらず、国費のみとなっている事業は、その手続きは直接、厚生労働省（北海道厚生局）となりますのでご留意願います。

記

1 送付する通知等

- (1) 「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の一部改正について
(令和3年4月2日付 厚生労働省子ども家庭局長通知)
- (2) 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について
(令和3年4月5日付 厚生労働省社会・援護局長通知)
- (3) 厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について
(令和3年4月2日付 厚生労働省老健局長通知)
- (4) 多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）
(令和3年3月31日付 厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)

2 適用年月日

令和3年4月1日

3 主な改正内容

- ・多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用の観点から、施設等の業務時間内の時間帯において、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、施設等の業務時間外の時間帯や休日における一時使用と同様に、財産処分に該当せず、手続きを不要とするものとする。
- ・経過年数が10年以上の施設等について、重層的支援体制整備事業へ転用する場合は、包括承認事項の対象とする。

4 留意事項

今次の改正において、厚生労働省老健局長通知にある別添2「老健局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例」及び別表（申請手続きの特例（包括承認事項）とする財産処分後の施設等・国庫納付に関する条件を付加しない財産処分後の施設等）について、改正箇所が子ども家庭局及び社会・援護局と異なっているので留意願います。

[別添2] 2 申請手続きの特例（包括承認事項）の（5）に⑨を新設

- ⑨ 地域密着型特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護事業所を地域密着型

特別養護老人ホームに転用する場合（緊急ショートステイを転用する場合を除く。）

5 上記4の道費単独に係る取扱について

国の財産処分に係る取扱通知については、改正ある毎に周知しているところですが、あわせて、補助の財源が道費単独となっている補助事業に係る財産処分の取扱を通知しております。

道保健福祉部所管の道費単独補助事業については、かねてより国庫補助事業との均衡を図ることとしてきたことから、基本的な考え方は、「国の基準を準用する」扱いとし、整理されています。[常に最新の基準を確認し準用するもの]

よって、上記4の新設内容は、「地域密着型」とされているも道費単独補助事業に係る財産処分では、「広域型」について準用することとなりますので承知願います。

6 その他

道費単独に係る通知については以下のとおり。

※上記1を含め、当課のホームページに掲載しておりますので参照願います。

- ・厚生労働省所管補助事業等により整備した社会福祉・保健衛生施設等に係る道費補助金等の財産処分承認手続及び社会福祉施設等に係る道費単独補助金等の財産処分承認手続について

（平成21年4月23日付け胆保第331号 北海道胆振保健福祉事務所長通知）

- ・社会福祉施設等に係る道費単独補助金等の財産処分承認手続について

（平成30年3月13日付け胆社福第7195号 北海道胆振総合振興局長通知）

- ・社会福祉施設等に係る財産処分手続において準用する国の基準の一部改正について

（平成30年6月26日付け胆社福第1932号 北海道胆振総合振興局長通知）

地域福祉係長 若月 智司

☎0143-24-9836

wakatsuki.tomoji@pref.hokkaido.lg.jp